

# マンションADR<sup>®</sup>について

ご相談はお電話にて、  
平日10:00~12:00・13:00~16:30

**03-5839-2841**

日本マンション管理士会連合会内  
マンション紛争解決センターまで

紛争当事者が合意・納得の上、  
手続きに入ります。

3回程度の両者同席による話し合いで  
解決を図ります。

合意が成立したら文書案を作成し、  
確認していただきます。

## マンション紛争解決センター<sup>®</sup>のアクセス

〔日本マンション管理士会連合会事務所内〕



### ■JRご利用の場合

JR神田駅下車東口出口をみずほ銀行とファミリーマートの間を直進~昭和通りを右折~歩道橋を登り左におりる路地を右折~一つ目路地左折~二つ目左側ビル

### ■都営新宿線ご利用の場合

都営新宿線岩本町駅5番出口を左折~東松下町交差点を渡り左折~最初の路地を右折~全宅建会館の向い側ビル

「困ったな~」と思ったら、お気軽にお電話ください。

**TEL.03-5839-2841**

### 一般社団法人日本マンション管理士会連合会



〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-3-8 神田ビル5  
TEL.03-5839-2841 FAX.03-5825-4085  
<http://www.nikkanren.org/>

# マンション管理に ついてのトラブルで お困りでは ありませんか？



## マンション紛争解決センター<sup>®</sup>

一般社団法人日本マンション管理士会連合会

※「マンション紛争解決センター」、「マンションADR」は、  
(一社)日本マンション管理士会連合会の登録商標です。

法務大臣認証紛争解決事業者



こんなトラブルに  
お困りではありませんか。

しつけがされていない犬が  
マンション内でおしっこはするわ  
吠えるわで困ったわ！  
でもお年寄りだし、厳しく言うのは可哀想…



〇〇さんからの管理費の  
入金が遅れている。家庭の事情もある  
みたいだけど…。



解決にはマンションADR<sup>®</sup>  
をご利用ください。

裁判とどこが違うのですか？

マンションADRでは、  
紛争当事者による話し合いで  
問題解決を目指しています。  
当事者の対話を促進することで、  
速やかに円満な解決へ導きます。

\* \* \* \*

どこで実施するのですか？

マンション紛争解決センター内  
でもできますが、  
当事者の合意により  
任意の場所も指定できます。

\* \* \* \*

調停者は誰が務めるのですか？

(一社)日本マンション管理士会連合会登録の  
マンション管理士で、  
特に認められたADR実施者が  
調停役となります。

\* \* \* \*

周りには知られたくないのですが…

ご安心ください。当事者以外に  
知られることはありません。

\* \* \* \*

私たちマンション管理士は、  
マンション問題の解決の  
スペシャリストです。



マンション管理コンサルタントとして、国に  
認められている唯一の国家資格者です。  
日ごろからマンション管理の適正化推進の  
ために、マンションに係るトラブルの解決  
に努めています。

\* \* \* \*

全国組織である日本マンション管理士会  
連合会に登録されたマンション管理士と  
して日々研鑽  
に励んでいます。



\* マンションADRは、トラブル解決のお手伝いをする法務省認証を受けた紛争解決の手続きです。ぜひ、お気軽にご利用ください。